

令和3年度（2021年度） 財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の対象団体および所管部局

- (1) 対象団体
Gスクエア
- (2) 所管部局
経済部

2 監査の対象

- (1) 公の施設の指定管理者監査
公の施設：函館コミュニティプラザ
- (2) 対象事務
令和2年度（2020年度）における函館コミュニティプラザの
管理に係る出納その他の事務

3 監査の期間

令和3年（2021年）10月28日から令和4年（2022年）
4月25日まで

4 監査の実施方法および内容

監査に当たっては、上記事務が法令等の定めるところにより適正に
執行されているか、財政的援助の目的に沿って執行されているかなど
について、抽出により、諸帳簿等の関係書類の確認をするとともに、
関係職員から説明を聴取し、現地調査を実施するなど、函館市監査基
準に基づき行った。

なお、監査の主な着眼点は次のとおり。

(1) 所管部局関係

- ア 指定管理者の指定は適正かつ公正に行われているか。
- イ 指定管理者の管理に関する協定等の締結は適正に行われているか。

ウ 指定管理者の管理に関する経費の算定，支出の方法，時期，手続等は適正か。

エ 事業報告書の点検は適切になされているか。

オ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め，調査し，または指示を行っているか。

(2) 指定管理者関係

ア 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

イ 施設の管理に係る会計経理は適正になされているか。また，他の事業との会計区分は明確になっているか。

ウ 施設の管理に係る出納関係帳簿の整備，記帳は適正か。また，領収書等証拠書類の整備，保存は適切か。

エ 施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。

5 監査の結果

監査の対象とした事務について，監査した限りにおいて，次のとおり見直しを要する点が見受けられた。

(1) 意見

函館コミュニティプラザの管理に係る経費を把握するため，協定書第9条では，管理業務に関して独立した会計区分を設け，他の会計と区分して経理しなければならないと規定されており，公の施設の指定管理者制度運用取扱要綱（平成17年1月策定）では，自主事業の実施に当たっては，自己の責任と費用で実施する旨規定されているが，提出された事業報告中の収支状況では，管理業務に要する費用に，自主事業に係る費用の一部が含まれていた。

また，構成団体に分配する余剰金の一部を維持管理費に含めて経理しており，指定管理者の収支の状況が正確に把握されていなかったことから，提出資料の内容を精査することはもとより，指定管理者制度におけるモニタリングに関する指針（平成21年5月策定）が求める業務の実施確認に基づく評価，指導，指示などを所管部局

において確実かつ的確に行い，適切な施設管理に努められたい。